

陳第 1 号



(仮称) 西山・出雲崎風力発電事業に関する陳情

陳情者

大矢 佳乃 ⑩



2026年8月14日

柏崎市議会議長 阿部 基 様



(仮称) 西山・出雲崎風力発電事業に関する陳情

(仮称) 西山・出雲崎風力発電事業に関して、以下の３点について陳情いたします。

１ (仮称) 西山・出雲崎風力発電事業に反対し、低周波音等による健康影響について慎重な対応を求めます。

(趣旨)

現在計画されている「(仮称) 西山・出雲崎風力発電事業」について、住民の間では低周波音、超低周波音による健康影響や生活環境の悪化に対し、強い不安の声が上がっています。

風力発電事業に関しては、海外において睡眠障害、頭痛、耳鳴り、めまい、精神的ストレス等との関連を指摘する報告や、周辺住民が健康被害を訴える事例も存在しています。

特に、低周波音については、いまだに科学的に未解明な部分も多く、感受性には個人差があるとされております。子どもや高齢者、既往症を抱える方など、健康影響を受けやすい住民への懸念も拭えません。

また、一度建設された巨大風力発電施設は長期間にわたり地域環境へ影響を及ぼす可能性があり、健康被害が発生した後では取り返しがつきません。

しかしながら、現時点では事業者による説明や調査のみで安全性が十分に担保されているとは言い難く、住民不安解消には至っていない状況です。

よって、住民の生命、健康及び、生活環境を守る立場から、「予防原則」に基づいた慎重な判断を求め、下記事項を陳情いたします。

(陳情)

- (１) (仮称) 西山・出雲崎風力発電事業について、議会として反対の意思を表明すること。
- (２) 低周波音・超低周波音による健康影響について、市独自による客観的かつ科学的な調査、検証を実地すること。
- (３) 事業者任せではなく、第三者専門家等を含めた中立的立場による安全性確認を行うこと。
- (４) 住民の十分な理解と合意が得られるまで、本事業を進めないよう事業者へ強く要請すること。
- (５) 健康影響に関する国内外の科学的知見について継続的な情報収集

を行い、住民へ適切に公開すること。

2（仮称）西山・出雲崎風力発電事業に伴う土砂災害・森林破壊・水環境への影響について慎重な対応を求めます。

（趣旨）

現在計画されている「（仮称）西山・出雲崎風力発電事業」については、大規模な森林伐採、造成工事、搬入道路整備等による自然環境及び防災面は重大な影響が懸念されています。

近年、日本各地では豪雨災害が激甚化・頻発化しており、森林の持つ保水機能や水源涵養機能の重要性が改めて指摘されています。

そのような中で、山林の開発や尾根部の大規模改変を伴う風力発電事業は、土砂流出、地盤不安定化、斜面崩壊、水環境悪化等の災害リスクを高める可能性があるとの不安を、多くの住民が抱いています。

また、一度失われた森林環境や、自然地形は容易に回復するものではなく、万が一災害が発生した場合、地域住民に生命・財産に深刻な影響を及ぼす恐れがあります。

しかしながら、現時点では事業者側の説明のみでは住民不安の払拭には至っておらず、造成や森林伐採等が斜面の安定性や土砂災害の発生リスクに及ぼす影響について、十分な検証が行われているとは言い難い状況です。

地域住民の安全確保は行政の最も重要な責務であり、「問題が起きてから対応する」のではなく、事前にリスクを回避する「予防原則」に基づいた慎重な判断が求められます。

よって、下記事項について陳情いたします。

（陳情）

- （１）森林伐採、造成工事、搬入道路整備等による土砂災害リスクについて、市独自による客観的かつ専門的調査・検証を実施すること。
- （２）水源涵養機能への影響、地下水及び生活用水への影響について、第三者専門家を含めた中立的立場から検証を行うこと。
- （３）住民の十分な理解及び合意が得られるまで、本事業を進めないよう事業者へ強く要請すること。

3（仮称）西山・出雲崎風力発電事業に伴う自然環境・生態系・景観への影響について慎重な対応を求めます。

（趣旨）

現在計画されている「(仮称) 西山・出雲崎風力発電事」については、大型風力発電施設の建設による自然環境、生態系及び景観への重大な影響が懸念されています。

風力発電事業では、広範囲にわたる森林伐採、造成工事、尾根部開発等が行われることにより、野生動物の生息環境の分断や生態系バランスへの影響が生じる可能性があります。

特に渡り鳥や猛禽類については、風車との衝突事故(バードストライク)や生息域への影響が国内外で指摘されており、生物多様性保全の観点からも慎重な検討が必要です。

また西山・出雲崎地域の豊かな自然景観は、地域住民にとって日常生活の一部であるだけでなく、地域の歴史・文化・観光資源としても重要な価値を有しています。

しかしながら、高さ196メートルの陸上風力では前例のない規模の巨大風力発電施設が建設された場合、その景観への影響は極めて大きく、一度失われた地域景観や自然環境は容易に回復できるものではありません。

さらに、自然環境への影響は短期間では把握しきれない「累積的影響」が懸念されるにもかかわらず、現時点で十分な検証が尽くされているとは言いがたい状況です。

地域の自然環境及び景観は、現在の住民だけではなく将来世代へ引き継ぐべき重要な共有財産です。

よって下記事項について陳情いたします。

(陳情)

- (1) 野生動物、生態系及び、生物多様性への影響について、市独自による客観的かつ専門的な調査・検証を実施すること。
- (2) 渡り鳥及び猛禽類への影響について、第三者専門家を含めた中立的立場から十分な調査を行うこと。
- (3) 住民の十分な理解及び合意が得られるまで、本事業を進めないよう事業者へ強く要請すること。